

仏暦2566年10月
[2023年]

全 仙

ZENBUTSU
J A P A N
B U D D H I S T
F E D E R A T I O N

No.659

特集

大蔵経データベースのこれから
～私たちの法宝を未来に受け継ぐ～



大蔵経データベースのこれから ～私たちの法宝を未来に受け継ぐ～

仏教は2500年前のインドで釈尊によって開かれました。それ以来、教えは永永と積み重ねられ、広がり深みを増していきます。釈尊からしばらくの時代、口承で人から人へ伝えられた教えは、やがて紀元前後に文字に書かれるようになり写本へ。技術の進歩とともに木版印刷や金属活字印刷へと承継の形を変えていきました。地域的には、インドから海を越えて南アジアや東南アジアへ、あるいはシルクロードを経て中国、朝鮮、日本へ、あるいはヒマラヤを越えてチベットへと伝えられます。先達たちがこうして命を賭して伝えた膨大な量の経典を整理し、記録し、保存したのが大蔵経でした。それは、教えが散逸し消えてしまわないようにと、歴史上なんどもなされてきた崇高な営みであり、私たち仏教徒にとって文字通り「法の宝」です。明治期から大正期にかけての日本においても、廃仏毀釈を経て危機的な状況にあった仏教をなんとか後世に伝えようと、超宗派で大蔵経の編纂がなされ、それは『大正新脩大蔵経』として結実しました。この「大正蔵」は、やがて漢訳仏典を研究する際の世界的な基準となり現在に至ります。

仏教への深い信仰にもとづいた、伝えなければならないという強い覚悟と使命感。それをもって先人たちがなしてきた、幾重にも重なった大蔵経の編纂という営み。今の私たちが仏教徒として存在できるのはそれらのおかげです。

21世紀も四分の一を迎えようとする現在、時代は変化の速度を速めつつあります。あらゆる情報がデジタル空間に載せられ、もはやデジタル上にデータとして存在しなければ存在しないに等しいとさえ思われるようになりました。このような時代を見越して、1980年代から「大正蔵」のデータベース化を構想、研究し、実際に着手してきたのが「SAT大蔵経データベース研究会」(SAT:サンスクリット語のSamgaṇīkīkṛtaṃ Taiśotripīṭakaṃの略号、直訳するとデジタル化された大正新脩大蔵経)です。東京大学の下田正弘先生を中心とするSATは、2008年に最初の「大正新脩大蔵経テキストデータベース」を公開して以降、校正やシステムの改良、他のデータベースとの連携など着実に歩を進めてきました。

2002年に寄附を通じてSATとのご縁をいただいた私たち全日本仏教会は、全仏教界としてこの事業を支えるべく、2011年の公益財団法人化の際に本会の公益事業の一つと位置づけ、それ以来、仏教学会とも手を携えながら支援してまいりました。それから12年が過ぎた今、この事業に対して本会にはなにができるのかを改めて探るべく、大蔵経データベースの現在と未来をSAT代表の下田正弘先生にお聞きします。また、現在「大正新脩大蔵経テキストデータベース」との連携を進めつつある浄土真宗本願寺派総合研究所の연구원の方々に、その狙いや経緯などを伺いました。

私たちの法の宝を未来に受け継いでいくために、なにができるのかを考える一助となれば幸いです。

全仏 659 号

CONTENTS

特集

インタビュー

大蔵経データベースのこれから
～私たちの法宝を未来に受け継ぐ～ 3

下田正弘 (SAT大蔵経データベース研究会代表/東京大学名誉教授)

インタビュー

浄土真宗本願寺派 総合研究所の取り組み 12

田中真/西河雅人/林龍樹/井上慶淳 (浄土真宗本願寺派 総合研究所研究員)

コラム

寄附不当勧誘防止法の概要と問題点 16

大島義則 (長谷川法律事務所弁護士)

本会からの報告 20

- ・石上智康元理事長、カンボジア王国ノロドム・シハモニ国王に謁見
- ・「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請」文書提出
- ・第35期第1回総務財政審議会報告
- ・第12回評議員会報告
- ・「救援基金」寄附者一覧
- ・「賛助会員」新規入会者一覧

インタビュー

SAT大蔵経データベース研究会

代表 下田 正弘



1957年、福岡県生まれ。1981年、東京大学文学部印度哲学専修過程卒業。1989年、東京大学大学院人文科学研究科印度哲学専門分野単位取得退学後、1993年、博士（文学、東京大学）取得。1994年、東京大学文学部助教授、2006年から大学院人文社会系研究科教授を経て、現在、武蔵野大学教授、東京大学名誉教授。この間、ロンドン大学大学院（SOAS）、スタンフォード大学（USA）、ウィーン大学大学院（オーストリア）にて客員教授を務める。1994年、大蔵経テキストデータベース研究会（SAT）代表となり、大蔵経のデータベース化を推進。学会活動として、日本デジタル・ヒューマニティーズ学会理事長、日本印度学仏教学会理事長、パリー学仏教文化学会会長を務める。タイ国議会・仏教功労賞・最高賞、中村元東方学術賞、ゲスナー賞、毎日出版文化賞等、多数の賞を受賞。主著・編著に、『仏教とエクリチュール——大乘経典の起源と形成』（東京大学出版会）、『涅槃経の研究——大乘経典研究方法試論』（春秋社）、『デジタル学術空間の作り方』（文学通信）、『新アジア仏教史』全15巻（佼成出版社）、『シリーズ大乘仏教』全10巻（春秋社）、『宗教学文献事典』（弘文堂）、『仏教を知るための事典』（朝倉書店）他多数がある。

——日本の仏教は宗派を中心に考える傾向が強くあります。教えについても同様で、それぞれの宗派の所依の経典や祖師の著作が主であって、それ以外のものも含む大蔵経に目を向けにくい環境があるかと思えます。そこで最初に、改めて大蔵経全体の価値というか、大蔵経とはなにかをお聞かせいただければと思います。

宗派における所依の経典や祖師の著作を中心とすることには大きな意味があります。それは、祖

師やその教えを継承してきた先達たちが、大蔵経という膨大な経典の中から、自分たちの姿と心に適した大切なものを選びとり、育てつづけた努力の結果として生まれた貴重なものだからです。それらは大蔵経という経典の存在全体があつて生まれてきたものです。いわば大蔵経は大地でして、祖師の教えはその大地から生まれ育つた樹々や花々に譬えられるでしょう。

大地の上に咲いた花は鮮やかで人々の目を惹きます。その根底にある大地や土壌を守り保存する

コピーできるようになり、大蔵経全体が広く朝鮮半島や日本などにゆき渡るようになりました。それは日本では平安時代から鎌倉時代にかけて

その通りですね。大蔵経のことを思うと、きまつて義浄三蔵の次の詩が浮かんできます。
晋、宋、齊、梁、唐代の間 高僧法を求め
長安を離る
去く人百を成せども歸るに十無し 後者安んぞ前者の難を知らん
路遠く碧天唯だ冷結し 砂河、日を速りて力疲彈す
後賢未だ斯旨に暗きが如し 往往にして將に容易く經を看んとす

なによりにこうした努力がはられたかといえ、アジアの世界において大蔵経はこの世界や王朝を成立させる根幹であり、基盤であると認識されているからです。日本では江戸幕府を開いた徳川家康が、宋、元、そして高麗時代の大蔵経を集め、増上寺に寄進します。これは、日本はもとより、東アジア全体の平和を願つてのことであつたと言われています。そうした力と意味を、大蔵経はアジアの歴史の中で持ちつづけてきています。

——今、大蔵経と言えば大正から昭和のはじめにかけて編纂された『大正新脩大蔵経』を思い浮かべる人が多いかと思いますが、そこまでは歴史上、多くの努力が重なつていたと。

經典を求めてシルクロードを渡るとき、そしてインド語の写本をかかえて故国に帰るとき、訳経三蔵たちは命がけでした。旅路の途上で命果てた先人のしやれこうべを目印に道を進んだと言われています。故国に戻つてきて、その一字ずつを翻訳し、生涯をかけて、まさに命を刻むようにして残されたものが經典の一字一文字なのです。
仏教は、戦禍や飢饉や災害や、政治的、軍事的弾圧に遭遇し、伝承が滅びる危機になんども直面しています。それを超えるため、翻訳されたあとも、仏典は、いくども編纂されなおし、継承されました。こうして私たちにまで伝えられたのが大

営みは見えないものです。大蔵経が見えなかったことは無理もないことです。これまでの歴史の中で大蔵経全体を引きうけ、歴史の中に残していったとした人はきわめて限られた人たちでしたから。ですが、その努力のおかげで、祖師たちにも仏教全体が伝わっています。

すこし、歴史を振り返っておきましょう。漢語の大蔵経について言うと、古代のインドから中国に仏教僧がやってきたり、あるいは中国からインドに赴いたりしながら、經典がしだいに中国に伝えられ、蓄積されていきました。皇帝の力に頼り、有力者の支援をえたりしながら、限られたひとにぎりの人たちが、翻訳にたずさわり、写本を作成し、目録を整理していきます。増大しつづける經典を、記録し保存する膨大な仕事です。

それが大きな形でまとまったのは中国の唐の時代でした。それまでに継承されてきたものが、徐々に集成され、大蔵経という概念が生まれてきました。けれども、それが実際に歴史上に広く確認できる形になつたのは、宋時代以降、木版印刷が生まれてからです。写本では經典はただ一つしか複製できません。木版になると、木を切り出し、板木を作つて彫りだし、版型に合わせた紙を準備し、墨を流して印刷する、こうした膨大な労力が必要になりますが、その版木が擦り切れるまでは

蔵経です。日本の近代において編纂された『大正新脩大蔵経』は、明治の初めに仏教界が遭遇した仏教存続の危機たる廃仏毀釈の嵐を超え、さらに首都を壊滅させた関東大震災の激甚災害をくぐり抜けて、生み出されました。それは日本のみならず、世界の大学や図書館に流布されましたから、大蔵経はここに至つて、アジアを超え、世界の思想の基盤となることができました。

仏教の存在は、教えの存続と継承をおいての他にはありません。教えとは、宗派の根柢となるさまざまな經典、出家者としての修行の心得や儀式作法などを記した戒律、それぞれに対する解釈や解説を付した注釈書、それらの総体である大蔵経にはかなりません。それを継承していただいた先人たちの命がけの努力によって仏教があります。こうした事実を思いを寄せると、大蔵経の存在がいかに尊いか、深く胸に響いてきます。

——教えの総体としての大蔵経を受け継ぎ、それを未来へと継承してゆく大切さはわかりました。しかし最初に申しあげたように、日本では所依の經典や祖師の著作のみに着目してしまう傾向があります。

日本の各宗派が成り立っているのは、祖師やその

〈廃仏毀釈からの大蔵経編纂の歴史〉

1868年	明治維新。新政府より出された「神仏分離令」(1868)と「大教宣布」(1870)により廃仏毀釈運動が発生
1881(明治14)年— 1885(明治18)年	『大日本校訂大蔵経』(縮蔵) 日本で最初に金属活字を使用した漢訳大蔵経。活字・書物ともに小型であることから『縮蔵』と呼ばれる。天台宗本山派修験道出身の島田蕃根と浄土宗の福田行戒が中心になって編纂。
1902(明治35)年— 1905(明治38)年	『日本校訂大蔵経』(卍正蔵) 表紙に卍マークが入っているため『卍正蔵』と呼ばれる。浄土真宗本願寺派の前田慧雲と中野達慧が中心になって編纂。
1905(明治38)年— 1912(大正元)年	『大日本統蔵経』(卍統蔵) 『卍正蔵』には収録されなかった中国撰述の典籍を集成することを企図して編纂。『大正蔵』に未収録の典籍も多い。
1912(大正元)年— 1922(大正11)年	『大日本仏教全書』 日本撰述の、大蔵経には収録されていない希書を集成。
1914(大正3)年— 1921(大正10)年	『大日本大蔵経』 日本の祖師・高僧・碩学などの著作と各宗の基本的文献を網羅。
1917(大正6)年— 1928(昭和3)年	『国訳大蔵経』 主要経論を書き下しにしたもの。
1924(大正13)年— 1934(昭和9)年	『大正新修大蔵経』 高楠順次郎・渡辺海旭が中心になって編纂。積極的に海外への寄贈を行い、仏教思想研究において漢訳大蔵経の世界的な基盤となった。
1928(昭和3)年— 1932(昭和7)年	『昭和新纂国訳大蔵経』 主要経論の他、各宗派の聖典も合わせて収めている。
1930(昭和5)年— 1988(昭和63)年	『国訳一切経』 『国訳』の前二書よりも大規模。途中、刊行の途絶を挟んで昭和63年に完成。
1935(昭和10)年— 1941(昭和16)年	『南伝大蔵経』

この大蔵経こそ、東アジアに独自の仏教があることを世界に知らしめました。それまでは近代に入って西洋によって進められてきた仏教学が世界を席巻していました。そこではパリ語やサンスクリッ

この大蔵経こそ、東アジアに独自の仏教があることを世界に知らしめました。それまでは近代に入って西洋によって進められてきた仏教学が世界を席巻していました。そこではパリ語やサンスクリッ

日本以外では、仏教界が、寺院が、大蔵経の継承事業を担っています。これは日本の仏教界の方々にぜひ知っていただきたいことです。仏教界とは制度的に無縁な東京大学という国立大学法人を拠点として進めてきたのは、日本だけです。けれども大蔵経は、仏教界によって、諸宗派が一つとなって継承する体制が作られるのが、本来あるべき姿に思えます。戦前まではそれが日本でも確認することができません。

江戸時代までは徳川幕府が仏教を全面的にサポートしましたが、明治維新で廃仏毀釈があつて仏教は表舞台から追放されました。その時に着手されたのが大蔵経の編纂でした。日本全国で、お寺や仏像が破壊され、僧侶が還俗させられるという過酷な経験をした直後になされたのは、大蔵経の編纂だったのです。

増上寺に本部が置かれ編纂されました。宗派を超えた動きはここで始まりました。その後、『日本校訂大蔵経』(卍正蔵 1902—1905)、『大日本統蔵経』(卍統蔵 1905—1912)、『大日本仏教全書』(1912—1922)、『日本大蔵経』、『国訳大蔵経』、『南伝大蔵経』と編纂はつづき、その中でも傑出したものが『大正新修大蔵経』(大正蔵 1924—1934)でした。

日本以外では、仏教界が、寺院が、大蔵経の継承事業を担っています。これは日本の仏教界の方々にぜひ知っていただきたいことです。仏教界とは制度的に無縁な東京大学という国立大学法人を拠点として進めてきたのは、日本だけです。けれども大蔵経は、仏教界によって、諸宗派が一つとなって継承する体制が作られるのが、本来あるべき姿に思えます。戦前まではそれが日本でも確認することができません。

江戸時代までは徳川幕府が仏教を全面的にサポートしましたが、明治維新で廃仏毀釈があつて仏教は表舞台から追放されました。その時に着手されたのが大蔵経の編纂でした。日本全国で、お寺や仏像が破壊され、僧侶が還俗させられるという過酷な経験をした直後になされたのは、大蔵経の編纂だったのです。

増上寺に本部が置かれ編纂されました。宗派を超えた動きはここで始まりました。その後、『日本校訂大蔵経』(卍正蔵 1902—1905)、『大日本統蔵経』(卍統蔵 1905—1912)、『大日本仏教全書』(1912—1922)、『日本大蔵経』、『国訳大蔵経』、『南伝大蔵経』と編纂はつづき、その中でも傑出したものが『大正新修大蔵経』(大正蔵 1924—1934)でした。

継承者たちによって仏教全体に触れることのできるエッセンスを大蔵経の中から抽出する努力の結晶のおかげです。そこに開花した清華の生育する土壌が大蔵経です。祖師や所依の経典は、その広大で豊かな大地からあらゆる栄養を吸収しています。

幾多の努力によって継承されてきた大蔵経をデータベース化する事業が、東京大学のSAT大蔵経テキストデータベース研究会によって、



SATのホームページ
(<https://21dzk.l.u-tokyo.ac.jp/SAT/>)

古代インドから中央アジアを通じて中国に伝わった大蔵経は、仏教の思想や教義のみならず、アジアの歴史や文化遺産をおさめた宝庫です。広大な智慧の基盤から選り出された宗祖の教えは、この大蔵経の有する広さと深さとともにあつてこそ真価を発揮します。所依の経典や宗祖の著作を大切にすること、大蔵経という存在を知り理解を進めることは、共鳴しつつ深まってゆくものなのです。

人類の歴史と文化の構築の方法が大きく変わってきています。限られ少数の人たちだけに責任が付託されていた時代から、すべての人が同等に歴史と文化の継承に貢献し、その恩恵をこうむる時代へと変容しています。仏教の知識の伝承において、一般の人たちがそれを支える体制を構築してゆけるかどうかは、仏教存続のための分かれ道になってゆくでしょう。社会のありようの変化と、大蔵経の継承の形態の変化とは深く関係しています。

人類の歴史と文化の構築の方法が大きく変わってきています。限られ少数の人たちだけに責任が付託されていた時代から、すべての人が同等に歴史と文化の継承に貢献し、その恩恵をこうむる時代へと変容しています。仏教の知識の伝承において、一般の人たちがそれを支える体制を構築してゆけるかどうかは、仏教存続のための分かれ道になってゆくでしょう。社会のありようの変化と、大蔵経の継承の形態の変化とは深く関係しています。

継承者たちによって仏教全体に触れることのできるエッセンスを大蔵経の中から抽出する努力の結晶のおかげです。そこに開花した清華の生育する土壌が大蔵経です。祖師や所依の経典は、その広大で豊かな大地からあらゆる栄養を吸収しています。

幾多の努力によって継承されてきた大蔵経をデータベース化する事業が、東京大学のSAT大蔵経テキストデータベース研究会によって、

人類の歴史と文化の構築の方法が大きく変わってきています。限られ少数の人たちだけに責任が付託されていた時代から、すべての人が同等に歴史と文化の継承に貢献し、その恩恵をこうむる時代へと変容しています。仏教の知識の伝承において、一般の人たちがそれを支える体制を構築してゆけるかどうかは、仏教存続のための分かれ道になってゆくでしょう。社会のありようの変化と、大蔵経の継承の形態の変化とは深く関係しています。

ト語の仏典に基づいた仏教が本当の仏教であつて、東アジアに伝わった漢語仏典、さらに再解釈した日本の宗派仏教は、時代を下って生まれた亜流という漠然とした想念が流布していました。こうした迷妄を快刀乱麻を断つごとくに切り開くため、東アジア独自の大蔵経を編纂し、世界に流布させる必要があつたのです。廃仏毀釈を経験する中、先人たちが編纂してきた大蔵経の歴史を踏まえて誕生した大正蔵は、現在、世界における仏教思想研究の世界共通の知識基盤となつています。その発刊からおよそ百年が経ちました。今や知識は紙媒体からデジタル媒体に転換されなければ、知識の利活用と継承とはこのうえなく不便になり、もはや不可能になつて、やがて消えていつてしまいかねない時代を迎えました。ここにおいて、大蔵経を現代にのみがえらせ、さらに次世代にたしかな形で継承するために創始されたのが「SAT大正新脩大蔵経テキストデータベース」(SAT)です。

おっしゃるように、江島教授が開始された当時、コンピューターがまだ普及しておらず、理解者は本当に少数でした。書物としての大蔵経でさえ、仏教界にその存在が知られていません。まして、それを龐大な労力と資金をかけてコンピューターに入れる。その後の維持にかかる労力も財力も未

知数。これを理解してもらうことは不可能に近いところがあるのが私の実感でした。

ところがそれを助けてくださる先達が現れてくるのです。昭和の初めに生まれた世代の方々です。昭良康明先生、前田専学先生、石上善応先生、渡邊宝陽先生、そうした先生方が中心となつて、仏教界と仏教学界の双方にはたらきかけて、「大蔵経データベース化支援募金会」を立ち上げていただきました。SATは仏教界と仏教学界が一つなつて完成した理想的事業となつたのです。先達のお心にあつたもの、それはまさに義浄三蔵のあの詩の内容だつたと思います。大蔵経が事実として存在し、継承されていることの尊さ、その過去のご恩に対して低頭される姿勢でした。

——先ほど、經典のデータベース化は他国でも進められたとおっしゃいました。そうすると、必ずしも日本で行う必要はないという考え方もあつたかと思ひます。

確かにそのような声は強くありました。SATは台湾のCBETAとプロジェクトが競合して同時進行してきましたが、CBETAが先んじたとき、わざわざ日本で同じものを作る必要はないではないかという意見が、仏教界と仏教学界の双方

から出ました。世界が善意のみによつて成り立っている楽観主義に立てるなら、その通りです。けれども国際関係はもっと厳しい見方をする必要があります。

台湾がやがて中国と一つになると、CBETAは中国政府の管轄に入ります。そうなれば仏教の知識基盤を中国政府がコントロールできるようなことが起こらないとは言えません。学問の自由と独立を守り、なにより大蔵経を政治的な摩擦や圧力から守るために、日本が独自に大蔵経データベースを持つておくことはきわめて重要で、なにより、その貴重な財産を日本が独自に有しているからこそ、さまざまな国やそのプロジェクトと対等な協力関係を結び、両国の関係を発展させていくことが可能となります。SATは日本を支える重要な知の基盤です。

——そのようにして始められたSATの大蔵経データベースは2008年に公開され、その後、外部のさまざまなデータベースとの連携を実現してきました。そうした一連の事業によつて、仏教学は今、人文学の中でもデジタル化の最先端を行っていると伺っています。

人文学の現在が紹介される

時、国内外を問わず、学問分野を問わず、必ずSATの事例が模範として出されるようになりまして。これは私が夢に描いていたことでした。日本にデジタル・ヒューマニティーズ、人情報学というあらたな学問分野を開いたのは、大蔵経テキストデータベース事業の推進者たちです。日本デジタル・ヒューマニティーズ学会の中心にもSATがありました。

〈本会が参与する「大蔵経研究推進会議」の沿革〉

1980年代	平川彰氏(東京大学名誉教授)が「次の時代にはコンピューターに」と仏教との可能性を提唱。
1994年	江島恵教氏(当時、東京大学教授)が「大蔵経テキストデータベース研究会」を立ち上げ、下田正弘(当時、東京大学助教授)が共同代表となる。文科省、学振の科学研究費補助金によって事業を進める。
2002年	奈良康明氏(元駒澤大学総長)が中心となり、大蔵経支援募金会(事務局:仏教学術振興財団)が設立され、データベース作成のための資金を募る。本会が同募金会に寄附を行う。
2008年	「SAT大正新脩大蔵経テキストデータベース」がウェブで公開。
2011年	「大蔵経研究推進会議」が設立。SATの継承・発展・推進という理念のもと本会・日本印度学仏教学会・日本仏教学会・SAT研究会の代表が常任議員として集い、本会の大蔵経テキストデータベース事業支援が開始される。
2011年~	推進会議事業として第1期協働プロジェクト「大正蔵日本撰述部校正」を開始。
2014年~	第2期協働プロジェクト「嘉興蔵デジタル化」を開始。また長期継続プロジェクトとして「大蔵経典現代語訳」を開始。
2017年	『万暦版大蔵経(嘉興蔵)』がSAT研究会・東京大学附属図書館からIIFに準拠したデジタルアーカイブとして公開される。
2018年	『勝鬘経』『馬鳴菩薩伝』『比丘尼伝』『父母恩重経』の現代語訳がSATから公開。
2018年~	第3期協働プロジェクト「次世代SATにかかわる諸研究」を開始。
2019年	2019年、『龍樹菩薩伝』『歎異抄』の現代語訳がSATから公開。
2020年	第3期協働プロジェクトの成果の一部が日本撰述部収録典籍の底本関連情報としてSATから公開。
2020年~	より高度なデジタル化・構造化を目的としてSATのTEI化を開始。
2023年	宮内庁宋版一切経および嘉興蔵に対して、SATとの行レベルでの位置合わせ機能が公開。

今後、知識の整理や活用にAIを適切に使うことは、必須のこととなるでしょう。その際、データベース化されてい

なかったら、そもそも使うことができません。AIの良し悪しについては、人間がこれから判別できるように力を付ける必要がありますが、そこでもやはりデータベース化が高度に進んでいることは、必須の前提となります。今後、技術革新が進めば進むほど、SATが社会に提供する可能性、メリットは、ますます大きくなってゆきます。

——研究の世界では最先端を行く一方で、研究に携わっていない一般の僧侶にとっては、大蔵経の継承が縁遠いものになつてはしまいませんか。

一人ができることにはきわめて限りがありますが、研究者でも大蔵経全体を扱っているようであり、実はそのごく一部です。一般の僧侶の方に

とつては一層そうでしょう。最初に申し上げましたように、宗派所依の經典や宗祖の著作はまさに大蔵経の一部でして、大海の水に比すれば、ほんのひと掬いでしかありません。けれども、それが大蔵経全体によつて成り立っています。ごく一部であつてもそれが全体に通じているのです。

私はSATをこのことが明瞭に認識しうる場にしてゆきたいと思っています。そのためには、経



典の継承と相続に積極的に僧侶関わっていたことが大切です。自分の一つの言葉が經典の継承の事実と直結していると実感できる場の表現。それが可能な環境にしたいと考えています。

具体的には、大蔵経のどの經典でも、そのうちにたった一字でもよいので、入力したり、修正したりすることに参画できるようになります。經典の編纂に関わるとその仕事は歴史に残ってゆくことになり、ます。ウェブという場があれば、本山や宗務庁や大学や研究所にいかなくとも、大きな仕事が共同でできます。しかも生涯できることです。そこに向き合っている僧侶の姿は、在家の人たちにとっても分かり

やすく美しいだろうと思うのです。

一人の僧侶が自坊の庫裡の一室で入力したものが、仏教伝道協会の英訳大蔵経とも繋がるし、チャールズ・ミュラー氏の英語の仏教辞典、さらにインド学仏教学会の論文データベース、フランスの法實義林、ハンブルク大学のチベツト語・インド語の辞書など、S A Tが協働している世界の仏教ネットワークにたちまち繋がり、世界に広がってゆきます。

——専門家に任せていけばやってもらえた世界から、自分たちが参画し役割を果たしてゆく世界へ。社会の変化に応じて大蔵経の継承のあり方が変わるとい先ほどの話に繋がりますね。

一般の仏教界に開かれるからこそ、それに応じた新たなプランも必要になります。何年でどんなものにしていこうかというプラン作りを一緒にしていくことができます。こうなればアジアの仏教国と同様の強い環境ができてきます。

今ほどの宗派の大学も未曾有の少子化の中、従来の継承体制が成り立たないことが歴然としてきており、仕組みを変えてゆく必要性に迫られています。宗教法人にしても、公益財団法人にしても、高度成長期に作られた制度設計や考え方は、今後

の方々と一緒にやっていきたいと思っています。

——各宗派独自の聖典のデータベース化を促し、大蔵経データベースをハブとしてそこに繋がってゆく。それは、私たち全日本仏教会の支援や活動のあり方の一つになるかもしれません。

各宗派が自身の聖典のデータベース化を実現し、現在のS A Tのプラットフォームに結びついていけば、世界のさまざまな大学や図書館や博物館や研究機関に、なにより国際標準規格に直接に結びつきます。宗派の伝統が、国際標準で世界に開かれ、伝統の意義を見出す人たちがあらたに生まれてきます。おっしゃる通り、S A Tは、いわばハブ空港のようなもので、そこを通ることで、よって、世界の各地に旅立ち、そこに戻ってくれば、ふたたび自身の伝統に戻ることができる、そういう発着場です。S A Tを、大蔵経データベースとしてのみならず、宗派の伝統を全体として結ぶデジタル基盤として活用していただければと思います。そうすれば、宗派に伝わってきた固有の伝承は、グローバルな場に開かれ、宗派自身がそこからあらたなものを取り入れ、おのずと活性化されてゆくでしょう。

はそのままでは進めません。それに応じたあらたなプラン作りは、未来に対する積極的な意味を持っていきます。

諸行無常です。すべてが変わってゆく中に、不変の目的があらたな形で実現されること、そこに仏教の理想があります。変えないことによって伝統を守ってゆくという発想ではなく、伝統の宝が継承され磨かれてゆくには、あらたにどうすればよいかを、一緒になって考えること、それが大切な時代になっています。

デジタル基盤の大蔵経は、こうした大きな社会変化に向き合うために、理想的な場を提供してくれると思います。たとえば、空間的、物理的にお互いに距離が離れていても、あるいは見知らぬ関係であっても、大蔵経の編纂と継承という大きな使命のために、ただ一つのネットワークを作り、ともに仏の伝統を継承することができます。

——各宗派にもそれぞれの聖典と、そのデータベースが既にできているところもあります。そうしたものとS A Tはどのように関わられるでしょうか。

宗派としてデータベースを作ろうとして途中で止まっているところや、一応完成はしたものの、ちょっと抽象的な言い方になりますが、大蔵経には自らのありようを模索し、あらたな姿になりゆこうとしているところがあります。こちらは、その動きに自然に対応してゆくことが大切です。こちらが大蔵経のありようを意識的に作っていくというより、大蔵経自身がこうなりたいという願いを聞き、それに応じてゆくような心持ちです。仏の教えは、もともと口頭伝承であり、一人の僧侶の心のうちに記憶として存在しました。それが文字になり、写本になって外に生まれ出で、さらに木版本、ついで金属活字になって書籍となり、図書館やお寺の経蔵に収まるようになりまし。それを経て、經典の言葉は、今や書物の中を飛び出して、デジタル媒体になって、ウェブ上を自由に飛び回るようになりました。大蔵経は、こうした変化を経ながら、変わらない内実をもって、次世代を育成してゆきます。大蔵経の目的は仏教者を生み出してゆくことです。そのお手伝いをするのがS A T研究会です。これからもぜひ一緒に歩ませてもらいたいと思っています。

——本日はありがとうございました。最後に伝え足りないことがあればお願いいたします。

時が経って技術的にそのまま利用できないところなど、宗派によってさまざまな課題をかかえておられると思います。そうした問題こそが、可能性の宝庫です。S A T研究会は進んでサポートいたします。

これまで、例えばIT企業と宗派の中で関心を持った一部の人たちとの個別のやり取りでデータを作ってきたとすると、担当者がいなくなったり、仕様が時代に合わずに使えなくなったり、さらには企業自体がなくなったりすると、その事業は立ち枯れになってしまいます。こうした経験をする

と、臆病になって、すべて撤退してしまおうとします。けれどもそこで引かないで、それを超えることが大切です。

この30年のS A Tの歴史において、消えていったプロジェクトがいくつもありました。完璧なものを目指したために計画が思うように進まなかったり、当初の方針を変えることなく変化についていけなかったり、原因はいくつかに分かれます。いずれにしても、こうした失敗は貴重な経験です。いずれにしても、こうした失敗は貴重な経験です。それを記録として蓄積し継承しえれば、より強い事業に成長します。S A Tが現在先端を行くプロジェクトになっているのは、つねに細部で方向転換や修正を図りながら、大きな方向を指してきているからかもしれません。ぜひ、宗派

浄土真宗本願寺派総合研究所の取り組み

田中真・西河雅人・林龍樹・井上慶淳

(浄土真宗本願寺派総合研究所研究員)

——浄土真宗本願寺派の総合研究所では、本願寺派の聖典のデータベース化とSATとの連携に取り組んでいます。まずはその経緯と狙いを教えてください。

田中 まず、浄土真宗本願寺派の聖典には、1985年に出版された『浄土真宗聖典 原典版』(以下、



『原典版』)と1988年に出版された『浄土真宗聖典 註釈版』(以下、『註釈版』)、そして2004年から2019年にかけて編纂・出版された全6巻の『浄土真宗聖典全書』(以下、『聖典全書』)があります。『原典版』、『註釈版』がよく使われる聖教などを選択して編纂されたのに対し、『聖典全書』はそれ以外の聖教も含んだ、まさに集大成として編纂し

たものです。

聖典をオンラインで検索できるようにしたのは、2000年のことでした。この時は『聖典全書』はまだ出版されていなかったので、当然『原典版』と『註釈版』がその内容でしたが、非常にシンプルで2行ほどが表示できるものでした。ただ書籍上のページ数がすぐわかる形で作ったところ好評で、よくアクセスされるものとなりました。

しかし『聖典全書』の刊行とともに、それとも連動させたいと考えるようになりました。また2行だけでは全文を表示できず、かつ返り点や左訓、送り仮名にも対応できるように、またタブレットなどでも検索できるようにアップデートしたいと思っていました。浄土宗さんが辞典まで作って惜しげもなく一般公開し、SATとの連携もできていること(15ページのコラム参照)に衝撃を受けたんです。自分たちの既存のシステムがどれだけシ



『浄土真宗聖典』オンライン検索
http://j-soken.jp/category/ask/ask_6

で2016年頃からのような形でシステムが作れるかを模索し、2021年度にSATに正式に開発していただくことになった次第です。そして2022年の12月に公開の運びとなりました。今年度中にSATとの連携が実現する方向性で永崎先生と相談しています。そうなればお互いにアイコンが出てきて、リンクできるようにします。

井上 『聖典全書』の編纂にあたって作成された元データは、編纂室独自の規格でタグ付けがされていたため、データの汎用性という点で課題がありました。そこで、オンライン検索システムの構築に際して、永崎先生がTEI(Text Encoding Initiative: 人文学資料を適切にデジタル化、構造化することを目的とした国際的なガイドライン)に沿ったデータに組み替えてくださいました。しかし、こちらの研究所にはTEIに通じている者がおらず、データの管理を永崎先生に全託する状況が続いていました。そのような状況を改善するため、私が昨年末から、SAT/TEI研究会に参加させていただいています。オンラインで週2回開催されており、そこでTEIのタグ付けなど



について学んでいます。その研究会が、初めて現地で開催されたのが2023年の7月でした。1週間ほど神奈川県で合宿があり、そこで下田正弘先生に初めてお会いしました。仏教学に限らず、デジタル人文学を研究している方が15名ほど参加され、大変有意義な経験になりました。

——当初、そういったデジタル化に対してどのような反応がありましたか。

田中 最初は理解者も少なく、デジタルアレルギーの方もいらっちゃって、茨の中を裸足で歩くような感じもありました。

西河 私は古い人間で、活版で作っていた『註釈版』の時代から編纂に携わっていますが、昔の人には本は「買う」というイメージがあるけれど、デジタルの場合は無償で読めますでしょ。だから、もったいないという感覚がどこにあるのかも生まれません。実際に買っていった時代からすると、これだけのデータが無償で一瞬に見られるのは



夢みたいなんですよ。ただ、画像データだけを見ると、わかりにくい時もあります。その時は、紙媒体が要るんです。オンライン化していくと、『聖典全書』の原文を見てみたいという形で購入される方が実際にいます。そういう目線を持っていただきたいと思います。

林 デジタル化のメリットとしては、みんなが共通の資料を見て議論することができ、研究が進むというところにあると思います。それは紙媒体の『註釈版』等が発刊された時の理由の一つでもあったかと思いますが、オンラインだとすぐにそれらが手に入らない方も見ることができるところもあるでしょう。

——そうしてできた宗派の聖典のデータベースをSAT大蔵経データベースに今まさに連携させようとしているところですが、SATに対してはどのような目線を持っていますか。

田中 SATには全世界から年間1200万件を超えるアクセス数があると聞きしています。それを考えるとこの大蔵経のシステムは、世界的に絶対に必要なものであると思います。

井上 すでに、浄土宗とSATが連携していますけれど、各宗派のデジタル事業と繋がる時、SATが核になって、そこから各宗派に分岐していくことになりま。本願寺派の『聖典全書』ともリンクしたら、SATを核にして浄土真宗の聖教にも繋がります。また別の宗派のものが繋がれば……と考えるとSATは一つのコアになるので、その存在は非常に大きいと思います。

西河 例えば浄土真宗の所依の経典は浄土三部経です。他に浄土宗など、これを所依の経典にしていくところがありますよ。それを真宗ではどういう形で依用していたか、親鸞聖人は『教行信証』でどのように活用していたかを、SATを通して諸宗派の聖典が繋がった時、私たちの『聖典全書』を活用して、自分のところの教えとの対比や関連性の研究が深められると思うんです。

林 理想としては、日本に伝わる仏典類がすべて最新の研究に基づいて、より原典に近いものが明らかにできればと思います。それぞれの宗派が所依とする経典を中心に、そういう



た作業を行って、より多くの方が宗派をまたいで見ることができるようが理想だと思います。SATはその大きな核だと思います。

——研究だけにとどまらない今後の展望をお聞かせください。

田中 学生さんに興味を持ってもらえるというのが一つの大きなメリットかと思っています。大学でこのシステムを紹介したら、みんなとても驚きまして、地図とのリンクができたり、人物の年表まで飛べたりと汎用性が広がるんです。大学でそういった講座を一つできれば、広がっていくかなという気がします。そのためには頻繁に発信していく興味を持ってくれる人を増やしたいですね。

井上 この研究所で言うと、お寺の跡取りが多いのでそれなりの年齢になったら自坊に帰らないといけない人が多い。そうして研究所を離れた方とその後どう繋がっていくかが人材確保という点で大事になってきます。デジタルであれば帰った後でもお互い協力しながらプロジェクトを進めていける可能性があるのではないかと思います。一つの場所に集まらなくてもいいのがデジタルの強みということですよ。

に原本の画像が表示できたらより理解の便利になると思います。それには専門家の方とコラボする必要があるんですけど、お互いにとってwin-winでないといけない。研究業績として発表できるものであれば、お互いにとっての利のあるコラボレーションになると思います。

——いろいろなところと繋がる可能性の高い事業ですね。

林 この度公開されたオンライン検索システムは縦書きで表示され、さらにルビも付くのが、特に新しい売りの部分になります。

東アジアの典籍は基本的に縦書きですので、読みやすさが違ってくるでしょう。しかも返り点が入りますし。東アジアの文学にとってはかなり利点となるはず。このシステムはこれからさらに開発が進んでいくのではないかと思います。



左から 林龍樹さん、田中真さん、井上慶淳さん、西河雅人さん

西河 私は聖典の講座を担当しているんですけど、昔は対面が普通でしたが、コロナ禍でオンラインが当たり前になりました。それならどんな天候でも離れた場所でもできますので。デジタルで聖教を見たり、あるいは興味のある講座を調べ、もしどこかでやっていたら申し込みができる。弊所のホームページでは、ほぼ全部QRコードを付けています。それが普通になってきているんです。だからこれからの仏教界では、どんな会合でも講座でも、もっと言うならば資格試験でもオンラインでやっていくことを、そろそろ本腰入れなければいけないのではないかと思います。そういう意味ではこのSATという共同の媒体は、その上でみんなが同じものを土台にして聖教を勉強するのに必要不可欠だと思います。

林 ご門徒さんとお話しをすると、聖教というのはハードルが高い、聞いていても意味がわからないけれど、その意味を尋ねていいのかわからないという話をたくさん聞かれます。

そのような中で、例えば今私が住んでいるお寺のご門徒に、大谷探検隊に興味を持たれて定年退職後に大学に入り直し、そこで論文まで書いて卒業された方がいらっしゃいました。誰がなんの

井上 デジタル人文学という枠組みで人文学全体が繋がることによって、分野をこえて研究が進展するきっかけになればと思っています。

田中 そういった面を含めて広く知ってもらうために、宗報で周知をしたり、龍谷大学で講義の中で伝えていたりしながら、利用者を増やしているところですし、使い方講座などもやっていきたいと思います。

コラム 浄土宗全書テキストデータベース

浄土宗では、同宗に関わる典籍を集成した『浄土宗全書』(浄土)を、法然上人七百年遠忌記念として1907年から1914年にかけて全20巻で刊行しました。2011年、その後追加された続編を含む40巻を、法然上人八百年大遠忌記念事業として、浄土宗総合研究所がインターネット上に検索可能なシステムとして公開。2017年にはSATとの連携を果たしました。SATで検索すると浄土データベースでのヒット数が表示されたり、浄土データベースでSATの検索が可能といった広がりのある環境を構築しています。

また旧版を全面改訂して2016年に刊行した『新纂浄土宗大辞典』も公開し、項目の引用元のSATや浄土データベースを直接確認することができます。



http://jodoshuzensho.jp/jozensearch_post/

寄附不当勧誘防止法の概要と問題点

長谷川法律事務所弁護士 大島義則

令和4年、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」（寄附不当勧誘防止法）が成立しました。いわゆる旧統一教会問題を受けて立法されたものであり、この法律の規制対象には、宗教法人や宗教団体も含まれます。

政府サイドからは、この法律は寄附の禁止ではなく寄附の「不当な勧誘」を防止するものであることが強調されていますが、運用の仕方次第では伝統仏教界全体を揺るがしかねない内容を含んでいる、との意見も出ています。

そこで、本稿では、そもそも寄附不当勧誘防止法とはどのような法律なのかを確認した上で、その法的問題点について論じていきます。

※同法の原文については、以下をご覧ください。



e-gov
法令検索へ

寄附不当勧誘防止法の概要

(1) 法律の概要

寄附不当勧誘防止法の規制対象となる「法人等」とは「法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの」をいいます。

す（1条）。そのため、宗教法人のみならず、権利能力なき社団・財団に該当するような宗教団体も規制対象になります。

寄附不当勧誘防止法の規制対象となる「寄附」には、当事者同士の意思表示が合致することで成立する契約のみならず、単独の意思表示によって法律効果を発生させる単独行為まで含まれます。「寄

する言動を交えた連絡妨害、⑤恋愛感情等に乗じた関係破綻の告知、⑥靈感等の知見を用いた告知に該当する行為をして、寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはなりません（4条1号、6号）。

第三に、寄附の勧誘を受ける者にとって過大な負担となる寄附を抑止するため、借入れ等による資金調達の要求が禁止されています（5条）。

(3) 違反に対する行政措置・罰則

法人等の配慮義務（3条）については、行政処分及び刑事罰の対象とするのは困難と考えられましたが、配慮義務の実効性を担保する観点から、行政処分及び刑事罰に該当しない範囲で行政措置が整備されました。具体的には、勧告をするために必要な限度で報告を求める報告徴収（6条3項）、行政指導としての勧告（同条1項）、勧告に伴う公表（同条2項）の規定が定められました。

これに対して、寄附の勧誘に関する禁止行為（4条）及び借入れ等による資金調達の要求の禁止（5条）に関しては、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し必要な報告を求める報告徴収（7条1項）、行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告（同条2項）、勧告不服従に対する措置命令（同条3項）及び措置命令に伴う公表（同条4項）

の規定が定められました。また、刑事罰として、措置命令違反に対する罰則（16条、18条1項）のほか、報告徴収に関する罰則（17条、18条1項）が定められました。

(4) 寄附の意思表示の取消し

消費者契約法は、消費者契約に関する不当な勧誘による契約の取消しや不当な契約条項の無効等を定めています。消費者契約に該当する寄附であれば、不当な勧誘により寄附の意思表示がされたときに、消費者契約法上の取消権により保護が図られる場合があります。すなわち、もともと不当寄附勧誘防止法の不当勧誘行為6類型（4条1号、6号）と同様の定めが消費者契約法にも存在しており（消費者契約法4条3項1号、4号、6号、8号）、消費者契約法における不当勧誘行為に該当する場合には、不当寄附勧誘防止法ではなく消費者契約法に基づき取消権が行使できます（消費者契約法4条3項、不当寄附勧誘防止法8条1項括弧書）。

これに対して、消費者契約に該当しない寄附の場合、消費者契約法上の取消権を行使することはできません。そこで、不当寄附勧誘防止法は、不当勧誘行為6類型（4条1号、6号）に該当する行

附」に該当する契約の典型例としては、宗教法人に対する金銭の贈与（贈与契約）、被災者支援等の目的で宗教法人により義援金募集がなされた場合に当該募集に応じる出捐（信託的譲渡）、宗教法人ではない別人格への贈与をするために行われる宗教法人に対する金銭交付（準委任契約）が挙げられます。「寄附」に該当する単独行為の典型例としては、債務免除、遺贈等が挙げられます。

以上の定義を前提として、不当寄附勧誘防止法は、①寄附勧誘規制等、②違反に対する行政措置・罰則、③寄附の意思表示の取消し、④債権者代位権の行使に関する特例、⑤関係機関による支援などを定めています。

(2) 寄附の勧誘に関する規制等

第一に、法人等は、寄附勧誘の際に、①自由な意思を抑制し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにする、②寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にすることがないようにする、③勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の用途を誤認させるおそれがないようにする、という3つの配慮義務を負います（3条）。

第二に、法人等は、寄附勧誘の際に、①不退去、②退去妨害、③退去困難な場所への同行、④威迫ををしたことにより、個人が困惑し、それによって寄附の意思表示をした場合、寄附者は寄附の意思表示を取り消すことができることとしました（8条1項）。ただし、当該取消しは、善意無過失の第三者に対抗することができません。同条2項）。

不当寄附勧誘防止法の取消権の行使期間は、追認をすることができる時から1年間（4条6号）に関する取消権については、3年間であり、取消権を期間内に行使しないときは、時効によって消滅します（9条）。寄附の意思表示をした時から5年（同号）に関する取消権については、10年間を経過したときも、同様とされています（9条）。

(5) 債権者代位権の行使に関する特例

寄附により資力がなくなった債務者がいる場合、当該債務者に対して債権を有する債権者は、寄附不当勧誘防止法や消費者契約法の取消権及びその結果発生する原状回復請求権について代位行使できることがあります（債権者代位権。民法423条1項）。もっとも、債権者の債務者に対する財産管理権への介入は抑制的であるべきであるとの観点から、被保全債権の期限が到来しない間は、債権者代位権を行使することができない（同

法423条2項)、などの制約があります。そのため、例えば、扶養義務等に係る定期金債権を有する者であっても、弁済期が到来するたびに、原状回復請求権を代位行使しなければならず、煩雑な手続が要求される、という問題がありました。そこで、寄附不当勧誘防止法は、民法423条2項の例外として債権者代位権の行使に関する特例(10条)を定め、扶養義務等に係る定期金債権のうち期限の到来していない部分を保全するため必要があるときに、寄附不当勧誘防止法や消費者契約法の取消権及びその結果発生する原状回復請求権の代位行使を可能としました。

信教の自由との関係性

寄附不当勧誘防止法は、宗教法人・宗教団体に限定せず、広く「法人等」に対する規制を行っており、この意味では宗教中立的な枠組みにより規制を整備しています。また、配慮義務(3条)違反に対しては行政処分・罰則は設けられていません。寄附の勧誘に関する禁止行為(4条)及び借入れ等による資金調達等の要求の禁止(5条)に関しても、行政処分及び罰則は定められているものの、行政規制違反に対して直ちに罰則を科する直罰方式(行政行為非介入型)ではなく、勧告不服従に対す

る措置命令に違反した場合に初めて刑罰を科する間接罰方式(行政行為介入型)という事後的かつ段階的規制形式が採用されています。さらに、運用上の配慮として信教の自由を十分配慮しなければならぬことが定められており(12条)、令和5年4月1日には各分野の有識者からアドバイザー制度を受けて法執行を行うための執行アドバイザー制度が創設されています。そのため、信教の自由(憲法20条1項)への一定の配慮はなされています。

しかし、寄附不当勧誘防止法は、形式的には宗教法人・宗教団体のみを狙い撃ちにする法律ではないものの、宗教法人・宗教団体に対する直接的な行政措置を創設した立法であるという点において、信教の自由への最大限の配慮が必要です。従来、消費者契約に該当する寄附に関しては消費者契約法における取消権が整備されており、これとパラレルに定められた寄附勧誘防止法の不当勧誘行為6類型(4条1号、6号)も、それ自体は一見不合理ではないように見えます。しかしながら、単なる民事ルールである消費者契約法と異なり、寄附不当勧誘防止法では、不当勧誘行為6類型に該当する場合、報告徴収(7条1項)・勧告(同条2項)・勧告不服従に対する措置命令(同条3項)及び措置命令の公表(同条4項)という一連の行政規制等が発動されます。

しても、伝統仏教界の意見が適切に反映される仕組み作りが重要でしょう。

他の行政規制との連動性

宗教法人法と公益通報者保護

寄附不当勧誘防止法は、他の行政規制等と相まって、より強力な行政規制の仕組みを形成しています。

前述のとおり、寄附不当勧誘防止法の配慮義務違反については、行政処分及び刑事罰に該当しない範囲で行政措置が整備されました。しかし、配慮義務違反行為は、宗教法人法81条1項1号の「法令に違反」に該当しうるため、宗教法人法上の解散命令の要件の一つを形成すると解釈されています(第210回国会衆議院文部科学委員会議録第6号17頁・永岡桂子国務大臣発言)。

また、寄附不当勧誘防止法制定後、公益通報者保護法における公益通報の対象として不当寄附勧誘防止法が追加されました(公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令466号)。公益通報の対象とすることは、問題のある宗教法人・宗教団体に対する行政規制のための情報収集を行うために有益なものの、寄附勧誘の場合は布教活動と密接に関連するため、宗教者の守秘義務(秘密漏

示罪につき刑法134条2項)に違反した公益通報がなされないかが懸念されます。

このように寄附不当勧誘防止法の行政規制は、その他の連動する行政手法をも視野に入れて、評価されるべきでしょう。

おわりに

寄附不当勧誘防止法上の行政規制等については、令和5年4月17日付け「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について」(消政策第136号)により、ある程度その基準が明確化されています。この基準の内容を本稿で紹介する紙面の余裕はありませんが、真面目にやっている伝統仏教の宗教法人・宗教団体は、現時点で不当寄附勧誘防止法の行政規制等を気にする必要はないでしょう。

もっとも、仏教界全体としては、信教の自由が不当に制約されないよう、不当寄附勧誘防止法の今後の改正動向や実務運用を注視していく必要があります。

特に、「靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見」を用いた一定の寄附勧誘について規制するいわゆる靈感商法規制(4条6号)は、信教の自由との緊張関係が強いといえます。「靈感」は「合理的に実証することが困難な特別な能力による知見」の例示とされていますが、伝統仏教を含めた宗教的信念の多くが「合理的に実証することが困難な特別な能力による知見」に該当するのではないかと懸念されています。

信教の自由に対する直接的規制を設ける不当寄附勧誘防止法が、それでも合憲といえるためには、信教の自由を最大限配慮した慎重な運用が求められるでしょう。具体的には、行政規制が発動されるに当たって各処分要件の厳格な解釈が求められます。

また、手続面においても、宗教法人法の場合には、文部科学省に宗教法人審議会(宗教法人法71条以下)という第三者機関が設置されて信教の自由に対する最大限の配慮がされていますが、寄附不当勧誘防止法では執行アドバイザー制度が設置されるにとどまっている点でも問題があります。寄附不当勧誘防止法は、施行後2年目に見直されることになっていますが(附則5条)、この見直しの際には宗教法人審議会に相当する第三者機関の設置を視野に議論する必要があります。いずれに



大島 義則

弁護士(第二東京弁護士会。弁護士法人長谷川法律事務所)、専修大学法科大学院教授、慶應義塾大学大学院法務研究科非常勤講師、広島大学大学院人間社会科学研究科客員准教授。宗教学会理事。主な著書として、『宗教法人実務書式集』(民事法研究会、2019年。共著)、大島義則編『実務解説 行政訴訟』(勁草書房、2020年)等。

石上智康元理事長、カンボジア王国ノロドム・シハモニ国王に謁見

2023（令和5）年6月24日、全日本仏教会以下、本会が加盟するWFB（世界仏教徒連盟）代表団の一員として、石上智康師（本会第24・32期理事長）は事務総局2名と共にカンボジア王宮を訪れ、ノロドム・シハモニ国王に謁見しました。今回の謁見は、シハモニ国王がWFBから「WFB最高顧問（ロイヤル・パトロン）」を授与されたことを受けて実現したものです。WFB代表団は、パロップ・タイヤリー会長、モンティアン・タナナート事務総長、タイ国のソムデット・ブラ・マハティラチャン長老や韓国の高僧など合計12名でした。

石上元理事長は2018年のWFB日本大会で、WFBから「活動功労賞」を贈呈されています。同賞を授与された日本の僧侶は2人だけです。そのためパロップ会長から代表団参加を望む強い要請があり、里雄康意本会理事長が石上元理事長にカンボジア行きを依頼しました。

その後、内戦などにより休眠状態となり、WFBとも疎遠になります。そうした状況下で、今年5月にカンボジアのフンセン首相（当時）への「WFB最高顧問（パトロン）」、フンマネ博士（現首相）への「WFB上級顧問」授与、そして今回のシハモニ国王への授与と続きました。これらはWFBとカンボジア仏教会の関係が再構築されたことを意味し、今回の謁見はそれを示す歴史的なセレモニーとなります。

6月23日、早朝よりWFB代表団はタイからカンボジアへ。首都のプノンペンでは大勢のカンボジア僧侶の歓迎を受けました。昼食会ではWFB代表団とカンボジア王国代表者12名が対面し、仏教の話を通して交流しました。その後、カンボジアのマスコミも多数来る中で、カンボジアの経済と貨幣の歴史が学べるソノク博物館へ。夕刻、ホテルに移動し、今回の関係修復に尽力されたクオンズダリ氏（カ



ンボジア王国国会副議長・アジア文化交流評議会議長）主催の歓迎夕食会が行われました。

6月24日、いよいよ王宮へ。カンボジア王国の最高総主教サムデヒ法王も参列し、式典は10時から厳かに始まりました。シハモニ国王は「カンボジア王国において、古代から現代に至るまで、仏教は人材育成や平和のための道徳教育において重要な影響力を果たしてきた。この機会に、ブッダダルマ（仏教の真理）の揺るぎない実践と、カンボジ



ア文明繁栄の堅固な柱として仏教を常に守ることを誓う」とスピーチされました。パロップ会長から深い感謝の言葉が述べられ、石上元理事長からシハモニ国王へ「WFB最高顧問」の称号証が手渡されました。

石上元理事長は「現在のカンボジアの平和に敬意を表します。ブッダダルマのもと、平和と共存が続きますように」



とシハモニ国王に伝え、国王の長寿と健康、カンボジア国民の幸せを念願しました。続く昼食会では、カンボジア仏教会やカンボジア王国関係者が集まり、「仏教を通じた平和交流に強い期待を寄せている」との声を多くいただきました。

WFBは現在、紛争等の過去の様々な事情で疎遠になっていたインドシナ諸国（カンボジア、ベトナム、ラオス、ミャンマー）との関係修復に尽力しています。2025年にはWFBカンボジア大会が予定されています。

首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請」文書提出

2023（令和5）年7月20日、岸田文雄内閣総理大臣宛に「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請」文書を、自由民主党本部において里雄康意（本会理事長）から小淵優子氏（当時、自由民主党組織運動本部長）へ手交しました。



左より尾井貴童（本会事務総長）、里雄康意（本会理事長）、小淵優子氏（当時、自由民主党組織運動本部長）

首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請

仏教である私たちは、釈尊の御教えである「いのちの尊重」「慈悲の精神」に反し、かつて戦争にかかわったことへの反省の上に立ち、争いのない世界をめざして様々な活動を行っております。しかし現在、平和への願いに反してロシア軍によるウクライナ侵攻によって悲惨な戦争状態が続き、今もなお、多くの犠牲者と難民を出しております。このような行いは仏教徒として決して認めることはできず、一日も早い平和的解決を求めます。

さて、本年も「戦没者を追悼し平和を祈念する日」が近づいてまいりました。本会の加盟団体に所属する全国七万余の寺院でも、太平洋戦争を始めとするすべての戦没者の方々に對し、丁寧に追悼法要を行っております。毎年、千鳥ヶ淵戦没者墓苑において追悼法要並びに平和を願う法要を多くの檀信徒とともに開催している加盟団体もございます。

そのうえで、本会は、一九八一（昭和五十六）年以来、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に對して一貫して反対の意思を表明してまいりました。靖国神社が、過去において、国家神道の象徴的な神社としての地位を与えられ、先の大戦まで戦争遂行の精神的支柱の役割を果たしたことは歴史的事実であります。

終戦後、日本国憲法が制定され、平和をめざして歩んできている中で、現在の靖国神社は、特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者を祀る神社であり、すなわち他の神社・寺院・教会と同じ宗教法人法に基づく一宗教法人施設であることは明白であります。したがって、その靖国神社に首相及び閣僚が公式参拝することは、憲法に定める「信教の自由」「政教分離」の原則に抵触するばかりでなく、靖国神社が今もなお国家の中心的な戦没者追悼施設であるかのような誤解を招くことになりかねません。

戦没者の追悼は、ご遺族がそれぞれの仰ぐ宗教によってなされるべきものであります。本来国家の行う追悼のかたちとは、戦争によってかけがえのない生命を失われた全ての方々に対する深い懺悔と、世界平和に対する願いをこめて丁寧になされるべきであり、その儀礼のあり方もご遺族の方々の信教の自由を侵さぬよう配慮されなければなりません。

岸田内閣におかれましては、「信教の自由」と「政教分離」の原則に基づいて、国民誰もが安らかな心で戦没者を追悼することができますよう、賢明なご判断とより一層慎重な行動をとられますよう、重ねてお願い申し上げます。

二〇二三年（令和五年）年七月二十日
公益財団法人 全日本仏教会
理事長 里雄康 意
内閣総理大臣 岸田文雄 殿

第35期第1回
総務財政審議会報告

6月29日に本会会議室を会場として第35期第1回総務財政審議会を開催しました。

開会に先立ち、里雄理事長から委員を代表して東森委員へ委嘱状が手交されました。その後、里雄理事長が導師となり三帰依文が唱和され、開会の挨拶が述べられました。

委員の紹介後、正副委員長を選定が行われ、委員間の互選により委員長に東森尚人委員、副委員長に遠賀令子委員が選出されました。その後、会議に移り、里雄理事長から東森委員長へ諮問が手交されました。

理事長諮問

公益財団法人として本会が取り組む事業のなか、下記の3点について諮問いたしますので、2023(令和5)年12月上旬までにご審議の上、答申をいただきますようお願い致します。

記

1. 周年記念事業について
本会が執り行う周年記念事業について

て、第27回理事会議案第4号「特定資産計上について承認を求める件(1)周年記念事業積立資産(2020(令和2)年1月30日)が承認され、特定資産として計上されております。周年記念事業実施の是非等を含めて、ご審議を願います。

2. 大蔵経運営事業支援に関する支援金について
本会の公益目的事業の一つである大蔵経運営事業支援に関して、これまでの経緯を踏まえて今後どう展開すべきか、そのあり方や体制についてご審議を願います。

3. 大蔵経運営事業支援に関する事業について
本事業展開の一つとして、公開講座を開催することに関して、その是非や内容についてご審議を願います。

【第35期第1回総務財政審議会概要】
日 時：令和5年6月29日午後2時～
会 場：本会会議室
出席委員：10名(13名中)
東森尚人(浄土真宗本願寺派)
梯宗(真宗大谷派)

第12回評議員会報告

6月28日に本会会議室を会場に第12回評議員会を開催しました。

里雄理事長が導師となり三帰依文が唱和され、開会の挨拶が述べられました。その後、議長・議事録署名人の選出が行われ、評議員間の互選により議長に星野英紀評議員、議事録署名人に宮林雄彦評議員、倉持光恭評議員が選出されました。

議案として、2022年度貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに附属明細書の承認について上程され、出席評議員の賛成により承認されました。

【第12回評議員会概要】
日 時：令和5年6月28日午後2時～
会 場：本会会議室
議長：星野英紀(真言宗豊山派)

- 名越邦博(浄土宗)
- 山田光映(日蓮宗)
- 小林祖承(天台宗)
- 日下啓啓(真言宗智山派)
- 細沼秀行(真言宗豊山派)
- 金子嘉広(学識経験者)
- 遠賀令子(学識経験者)
- 佐藤泰之(学識経験者)
- 出席評議員：8名(9名中)
- 宮本義宣(浄土真宗本願寺派)
- 齋藤明聖(真宗大谷派)
- 宮林雄彦(浄土宗)
- 生駒雅幸(日蓮宗)
- 栗原正雄(臨済宗妙心寺派)
- 杜多道雄(天台宗)
- 倉持光恭(真言宗智山派)
- 星野英紀(真言宗豊山派)
- 出席監事：1名(3名中)
- 木村匡成(公認会計士)

「救援基金」寄附者一覧

- 【2023(令和5)年6月11日】
2023(令和5)年8月31日
(時系列順・敬称略)
WFB
真宗大谷派 高山教務所
豊中市仏教会
ウェーサカ仏教会
玄向寺 荻須眞教
大悲王院
聖徳寺
匿名希望2件

「賛助会員」新規入会者一覧

- 【2023(令和5)年6月11日】
2023(令和5)年8月31日
(時系列順・敬称略)
(団体会員)
株式会社ストライク
(個人会員)
自由民主党 衆議院議員 橋本岳
自由民主党 衆議院議員 加藤勝信
自由民主党 衆議院議員 加藤勝信
ご入会、誠にありがとうございます。

「救援基金」へご寄附のお願い

～ 支えあう心 あなたの支えが救援の力となります ～

本会では、国内外における災害救援や人道的支援活動等に対し、緊急且つ迅速な対応をするため、常時救援基金を開設いたしております。お寄せいただいた寄附金は、被害状況などを考慮し、有識者で構成された「支援検討会議」による寄託先の選定、厳正な取り扱いのもと、国際機関や自治体、被災寺院、被災地でボランティア活動・保養活動を行っている団体などを通して、被災された方々にお届けしています。つきましては、宗派・宗教を超えて、みなさまからの温かい浄財をお寄せいただければ幸いです。



熊本地震により全壊した寺院

なお、各災害を指定してのご寄附の場合は、通信欄にその旨明記ください。

【郵便振替口座】	口座番号	00110-9-704834
	口座名義人	全日本仏教会救援基金

●本会への寄附は東京都の条例指定寄附金です。寄附を行った個人の方は確定申告をすることにより、寄附金控除の適用が受けられます。法人による寄附金については、一定の範囲内で損金に算入されます。

お問い合わせ先 全日本仏教会 財務部 TEL 03-3437-9275

賛助会員募集

本会では賛助会員を募集しております。全国のご寺院をはじめ、企業や団体、個人としてご入会いただけます。入会等の詳細は本会ウェブサイトをご覧ください。



寺院向け お電話1本でカンタン申込み。相談無料。

無料法律相談室

主に第二・第四木曜日

要事前予約



本会顧問弁護士が、寺院向け無料相談を開催しております。

(公財) 全日本仏教会主催
人権問題講演会

「仏教者は犯罪被害者支援にどう取り組むべきか」
～臨床現場からの提言～



こにし たかこ
講師：小西 聖子

武蔵野大学人間科学部・大学院人間社会研究科 教授
精神保健指定医、公認心理師、臨床心理士
1993～1999年、東京医科歯科大学難治疾患研究所の犯罪被害者相談室で犯罪被害者の支援、対人暴力被害者の精神的なケアや周辺領域のマネジメントにかかわった。
1999年より現職、2021年より副学長（兼任）。
2005～2015年 内閣府 犯罪被害者等施策推進会議委員、
2008～2017年 国家公安委員会 犯罪被害給付専門委員、
2021～2023年 法務省 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会臨時委員を務めた。
専門は被害者心理学、トラウマ・ケア。現在、性暴力救援センター(SARC)・東京と連携して性暴力被害者のトラウマに関する治療を行っている。

会 場：築地本願寺 第二伝道会館 蓮華殿
(東京都中央区築地3丁目15-1)



日 時：令和 5 年 10 月 25 日 (水) 14時
(開場・受付：13時～ 講演会終了：16時)

参加費：無 料

申込方法：下記URL(二次元コード)または裏面の申込書(FAX)
にてお申込みください。

URL：<https://forms.gle/ZjWrhrwquxFyHRPT9>



【申込締切：令和5年10月20日(金)】

お問い合わせ：(公財)全日本仏教会 社会・人権部
TEL：03-3437-9275 FAX：03-3437-3260
E-mail：syakai@jbf.ne.jp

公益財団法人
全日本仏教会
WFB(世界仏教徒連盟)日本センター

公益財団法人
全日本仏教会
WFB(世界仏教徒連盟)日本センター



全日本仏教会

検索

<https://www.jbf.ne.jp>

発行人 尾井貴童

発行所 公益財団法人 全日本仏教会

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2階

TEL:03-3437-9275 FAX:03-3437-3260

e-mail:info@jbf.ne.jp

